

せんかん新聞niihama

きふきんし なに

寄附禁止のなぜ？何？どうして？

せんきょ かん ほうりつ では、せいじか きふ きんし きてい もう ぐたいてき
 選挙に関する法律では、政治家が寄附をすることなどを禁止する規定が設けられていますが、具体的
 にどんなことが、なぜいけないのか、「まだ有権者でないので実感がない」というのが正直なところ
 だと思います。しかし、しょうらいゆうけんしゃ とうひょう さいには、わたしたち くらしも みっせつ
 だとおもいます。しかし、将来有権者となって投票する際には、私達の暮らしとも密接にかかわ
 ってくる問題です。そこで今回は、寄附禁止を巡る「なぜ？何？どうして？」について解説します。



そもそも「寄附」って何？

きんせん ぶつぴん きょうよ やくそく い
 金銭、物品などの供与またはその約束を言
 います。具体的には、かね もの ていきょう
 ます。具体的には、お金や物を提供したり、ま
 たは提供することを約束したりすることです。
 ただし、とうひ かいひ きやく さだ
 ただし、党費や会費など規約に定められたもの
 や、かいもの さい だいきん しはら ふく
 や、買物の際の代金の支払いなどは含まれませ
 ん。



なぜ寄附をしてはいけないの？

げん せいじか ひと せいじか りっこうほ
 現に政治家である人、政治家に立候補している
 ひと りっこうほ ひと ゆうけんしゃ
 人や立候補しようとしている人と有権者とのつ
 ながりは大切ですが、そのつながりがかね もの
 ながりは大切ですが、そのつながりがお金や物に
 よるものであれば、かね もの ていきょう
 よるものであれば、お金や物をたくさん提供し
 ている人がせんきょ ゆうり こうせい せんきょ
 ている人が選挙で有利になり、公正な選挙とは
 かけ離れてしまうことから、寄附に関する決まりが
 もう
 設けられています。



どんな寄附ができないの？

ぐたいてき つぎ こうい きふ あ
 具体的には次のような行為が寄附に当たるとされています。
 いわ ごと そうしき はなわ
 ・お祝い事や葬式などでの花輪
 びょうき けが たい みま
 ・病気や怪我に対するお見舞い
 まつ たいかい きふ さ い など
 ・お祭りやスポーツ大会への寄附・差し入れ など
 にちじょうせいかつ
 日常生活でよくありそうなことでも、禁止されている場合もあるため注意が必要ですね。



きふ ないよう
 寄附の内容も
 ひろ はんい
 広い範囲にわ
 たるので注意
 が必要です。



違反して処罰された場合は？

きふ きんし いはん しょばつ ばあい
 寄附の禁止に違反して処罰された場合は、
 こうみんけんていし せんきょ りっこうほ
 「公民権停止」といって、選挙へ立候補し
 とうひょう いうてい き
 たり、投票したりすることなどが、一定の期
 間できなくなります。

みな しょうらいゆうけんしゃ とき き
 皆さんが将来有権者になった時には、寄
 ふ きんし かん き まも あか せん
 附の禁止に関する決まりを守って、「明るい選
 きょ しやく ほ おも
 挙」の主役になって欲しいと思います。



「三ない運動」って何？

きふ きんし かん おく もと う
 寄附の禁止に関する「贈らない、求めない、受
 と みつ すす うんどう
 け取らない」という三つの「ない」を進める運動
 せいじか ゆうけんしゃ きふ きんし
 です。政治家が有権者に寄附することを禁止する
 わたしたちゆうけんしゃ きふ
 だけではなく、私達有権者も、寄附することを
 もと おく きふ う と
 求めたり、贈られようとしている寄附を受け取らな
 いという毅然とした対応が求められています。